

中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律の施行期日を定める政令案要綱  
中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）の施行期日を平成二十年七月二十一日とすること。

政令第 号

中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律の施行期日を定める政令

内閣は、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律の施行期日は、平成二十年七月二十一日とする。

## 理由

中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律の施行期日を定める必要があるからである。

中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律の施行期日を定める政令案参照条文

中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年五月二十二日法律第三十八号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。